

公売公告

第 18 号
令和 7年 1月 9日

静岡県下田財務事務所長

次のとおり差押財産の公売をする。
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告する。



公売財産			公売保証金	見積価額
売却区分	名称・性質・所在・地上権等の内容その他	数量		
	別紙「公売財産明細書」のとおり			
公売方法		インターネット公売による期間入札		
公売日時	入札	公売参加申込期間 : 令和 7年 1月 9日午後 1時から令和 7年 1月27日午後11時まで 入札期間 : 令和 7年 2月 3日午後 1時から令和 7年 2月10日午後 1時まで		
	開札	令和 7年 2月10日 午後 1時		
公売場所		紀尾井町戦略研究所株式会社 (K S I) が提供するインターネット公売システム上		
売却決定	日時	令和 7年 3月 3日 午前 9時	場所	静岡県下田財務事務所
代金納付期限	令和 7年 3月 3日 午後 2時30分			
買受人についての資格その他要件	インターネット公売システム上に掲示する静岡県インターネット公売ガイドラインのとおり			
その他	別紙 「「その他」欄の記載事項」のとおり			



配当を受けることができる者の権利内容の申出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を当財務事務所に申し出てください。
なお、債権現在額申立書の用紙は、当財務事務所に用意してあります。

名称・性質・所在・地上権等の内容その他

土地
所在 浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日
字番剛寺
地番 801番5
地目 宅地
地積 234.04平方メートル

土地
所在 浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日
字番剛寺
地番 801番10
地目 宅地
地積 26.61平方メートル

売却区分	数量	公売保証金	見積価額
0601F005	2	100,000円	625,000円



- 1 公売財産の入札をしようとする者（以下「入札者」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。
- 2 公売保証金の納付後でなければ、入札することはできません。
- 3 一度行った入札は、変更又は取消しはできません。
- 4 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認められるときは、公売を中止します。
- 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定し、売却決定を行います。なお、インターネット上での最高価申込者決定時においては、KSI官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」という。）に紐づく会員識別番号を最高価申込者氏名とみなします。
- 6 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で入札したものとみなします。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじ（自動抽選）により最高価申込者を決定します。
- 7 入札による公売については、最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込制度の適用があります。ただし、次順位買受申込制度の適用は、入札時に申し出た者に限ります。なお、次順位買受申込者決定時においては、ログインIDに紐づく会員識別番号を次順位買受申込者氏名とみなします。
- 8 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 9 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消します。この場合、公売保証金は県に帰属します。
- 10 公売財産の公売に伴う危険負担の移転の時期は、当該財産の買受代金の納付があったときとします。なお、許可又は承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引渡しを行う財産については、買受代金納付時点の現況有姿により引き渡します。
- 11 県は公売財産について契約不適合責任を負いません。
- 12 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- 13 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、静岡県は何ら補償しません。
- 14 公売参加申込期間及び入札期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を含みません。
- 15 適格請求書の交付はしません。
- 16 滞納処分費のうちインターネット公売システム利用料は、公売財産が動産及び自動車の場合は落札価格の8%、不動産の場合は5%（ただし、落札額が1億円を超える不動産については、500万円に、1億円の超過額に3%を乗じた金額を加えた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えた額とします。